

酒税の転嫁と酒類販売免許制：
国税庁の反論への再批判

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三木, 義一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008648

酒税の転嫁と酒類販売免許制

——国税庁の反論への再批判——

三 木 義 一

はじめに

酒類販売免許制合憲論に対する批判及び論争の経緯については、拙稿「酒類販売免許制合憲論批判再論」⁽¹⁾で紹介してきたが、去る昭和六一年七月九日東京高裁に前記拙稿に対する国税側からの反論書が再び提出された。しかし、今回の国税側の反論にもいくつかの論点について、特に酒税の転嫁と売上代金の回収とを混同している点等に基本的な疑問があるので、再度批判を試みたい。そこで、本稿でもまず国税側の反論を紹介し、ついで私見を述べることとしたい。

一 国税側の反論

被控訴人は、甲二七号証（三木義一作成に係る「拙稿『酒類販売免許制合憲論批判』外一点に対する国税側の意見について」⁽²⁾）及び同二八号証（控訴人作成に係る陳述書）において加えられた被控訴人の昭和六一年一月二八日付け準備書面

（以下「被控訴人準備書面」という。）に対する批判について、次のとおり主張する。

なお、控訴人は、その昭和六一年四月二二日付け第三準備書面において、甲二七号証及び同二八号証の記述をすべて援用しているので、以下においては、控訴人の主張として引用する。

一 被控訴人準備書面（三）の第一・一（酒販免許制度の立法目的）について

1 控訴人は、酒販免許制度の立法目的についての被控訴人の主張（被控訴人準備書面（三）二丁表ないし三丁表）に対し、「提案理由が『酒税保全』とされているのだからそれを尊重すべきであるという主張にしか解し得ない」とした上、「提案理由に対して疑義をはさむことが許されないと言うのであれば、……裁判所が違憲審査権を行使する必要性すらなくなってしまう」（以上、甲二七号証四ページないし五ページ）などと批判する。

しかしながら、控訴人の右批判は立法目的と立法事実とを混同するものであって、その前提において誤っている。すなわち、被控訴人は、酒税法の各規定や国務大臣の提案理由の説明などによって酒販免許制度の立法目的（立法者の意思）を認定したのであって、立法事実を認定したのではない。しかるに、控訴人は、被控訴人の右主張を批判するに当たって、立法事実の認定に関する芦部信喜氏の記述を引用するなど、あたかも被控訴人が右主張によって立法事実を認定したかのように取り扱っており、その批判は的外れと言うほかはない。

ちなみに、これまでから引用されている最高裁昭和四七年一月二二日大法廷判決（刑集二六卷九号五八六ページ）及び同昭和五〇年四月三〇日大法廷判決（民集二九卷四号五七二ページ）においても、当該規制措置の立法目的は、当該法律の規定や提案の理由などによって認定され（前者にあっては右刑集五九二ページ、後者にあっては右民集五七七ページないし五七九ページ）、その上で当該規制措置の合憲性の有無が判断されている。

なお、控訴人は、酒販免許制度について、「あまり効果のないものを導入してもどうであらうか」と述べた政府委員の

第七〇回帝國議會における發言を、再三自己に有利に援用する（甲二〇号証六七七ページ、同二七号証五ページ）が、しかし、同議會におけるその余の發言及びその後第七三回帝國議會において右制度が採用されるまでの一連の帝國議會における政府委員の發言に照らすと、控訴人が援用する右發言は、そこに述べられたような観点から、酒販免許制度の導入について政府が慎重に検討中であることを表明したものに過ぎず、酒販免許制度の効果を否定した趣旨のものでないことは明らかであり、控訴人の援用の仕方には問題がある。

2 控訴人は、昭和一三年当時に酒税の滞納率が低下した理由についての被控訴人の主張（被控訴人準備書面(三)三丁表）に対し、酒販免許制度は「同じ目的を達成しうる、よりゆるやかな規制手段」がない場合にはじめてその合憲性を肯定しうるとした上、「政府の低利貸付で滞納率が改善されるという効果があつたなら、昭和十三年当時は酒販免許制まで導入しなければならぬ状況ではなかつたことの証明になる」（甲二七号証六ページないし七ページ）と主張する。

しかしながら、控訴人の右主張は、本件酒販免許制度の合憲性判断基準として前掲最高裁昭和五〇年判決の判示する基準を採用している点で、その前提に問題がある（被控訴人準備書面(三)の第二・一）上、間接消費税である酒税の本来のあり方に照らすと、酒類製造者自らが酒税を納付するために銀行や政府資金からの融資を受けなければならないような事態は、異常な事態であることを看過している点にも問題があり（被控訴人準備書面(三)の第一・二・一(一)ないし(三)、到底採用し得ない。

また控訴人は、酒販免許制度導入前の酒類業界の状態についての被控訴人の主張（被控訴人準備書面(三)三丁表及び裏）に対し、これを否定し、「酒造業者の減少は酒造業界の合理化によるものである」旨主張する（甲二七号証八ページ）。しかし、控訴人の右主張は何ら根拠がなく、独断と言わざるを得ない。

ちなみに、酒販免許制度導入に至った当時の酒類業界についての被控訴人の右主張が正当であることは乙七号証（朝日

経済年史特輯）のほか、乙一四号証（酒造組合中央会沿革史第三編。特に、その一八ページないし一九ページに記載の酒造組合中央会作成に係る昭和五年六月二〇日付け大蔵大臣あて「酒類販売業免許制度促進の件請願」参照。）からも明らかである。

なお、付言するに、酒販免許制度は、酒類製造者の同販売業者に対する売掛代金の回収、すなわち酒税の消費者への転嫁が著しく困難となった結果もたらされる酒類製造者の減少による酒税収入の減少などを防止しようとする制度であって、酒類製造者が経営効率を向上させるために企業の合理化を図った結果生ずる酒類製造者の減少までも防止しようとするものでないことは言うまでもない。したがって、控訴人が指摘するように昭和一三年以降、酒類製造者数が漸減しているとしても、そのことは酒販免許制度の有効性を何ら否定するものではない。

二 被控訴人準備書面の第一・二（酒税制度における酒販免許制度の位置付け）について

被控訴人は、同項において、間接消費税においてはその税負担が財貨のコストに含まれて消費者へ転嫁されることが極めて重要であること、酒販免許制度は、間接消費税である酒税において、効率的な徴税を確保するために庫出課税（移出課税）制度を採用し、消費者から遠く離れた酒類製造者を納税義務者と定めたことから、酒税負担の消費者への右転嫁を容易ならしめ、もって酒税収入の安定的かつ効率的な確保を図ることを主たる目的とし、併せて逋脱防止をも目的とした制度であることなどを主張したのであるが、控訴人は、これらの主要な点については反論せず、わずかに、①「酒類販売免許制は造石税時代の発想の産物であり、庫出税に移行し、移出した分のみを納税すればよくなったことにより酒造業者が酒類販売免許制を要求した前提が崩れている。」（甲二七号証一六ページ）、②免許制運営のために要する機構、人員、予算の面での行政上の負担を考えれば、酒販免許制度は決して「効率的」な徴税の仕組みとはいえない（甲二八号証二丁裏）、との反論を加えているのみである。

しかも、右反論のうち、①については、たとえ移出した分のみの納税であっても、その税負担は消費者へ転嫁されなければならぬこと、また酒類の製造者販売価格（税抜）に対する酒税額の割合や酒類製造者の売上高に占める酒税額の割合が極めて高いことなどに鑑みると、右転嫁が円滑かつ確実になされなければ、酒類製造者に過重な負担を負わせることとなり、ひいては庫出課税制度自体の合理性が問題となること（被控訴人準備書面③の第一・三・一）などの点については現行制度の下においても変わりがないことを考えると、酒販免許制度をして造石税時代の発想の産物とのみ位置付けるのは誤りであり、また②についても、酒販免許制度が庫出課税制度とあいまって「効率的」な酒税制度を形作っていることを看過した議論であって、採用の限りではない。

なお、控訴人が自己に有利に援用する桜井宏年著「清酒業の歴史と産業組織の研究」の当該引用部分は、「酒類行政指導の歩みと改革」との項目において述べられていることから明らかなように、これまでの徴税優位の行政指導から産業行政優位の行政指導への政策の転換を求める趣旨の記述であって、憲法論を論じた記述ではない。もとより、いかなる政策を採用するかとの政策決定の問題は、酒販免許制度が合憲か否かとの問題とは別次元の問題であり、立法機関及び行政機関において決定されるべき問題であるから、控訴人が右引用部分を自己に有利に援用するのは適切でないと思われる。

三 被控訴人準備書面③の第一・三（酒販免許制度の合理性）について

1 控訴人は、酒類製造者の売上高に占める酒税負担率が高いとしても、そのことは酒販免許制度を合理化する論拠にはならない旨主張し、その根拠として、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこの小売販売業につき、当分の間に限って許可制が採用された（たばこ事業法二二条一項）ことを指摘する（甲二七号証二一ページないし二四ページ）。

しかしながら、控訴人の右主張は、たばこ（たばこ事業法上は製造たばこ）と酒類との取引形態ないし市場形態に大きな相違があることを全く看過したものであり、失当である。

すなわち、たばこは日本たばこ産業株式会社のみしか製造できない（たばこ事業法八条。なお、そこにいう「会社」とは日本たばこ産業株式会社のことである。同法三条一項）ところ、同社のたばこ小売業者に対するたばこの販売代金は商品の引渡しと同時に現金又は小切手により決済されるのが通常であり（乙四三号証）、酒類製造者の同販売業者に対する酒類の販売のように、多額の売掛代金債権が発生することはない。また、小売業者から消費者へのたばこの販売も原則として現金取引によってなされていることは公知の事実である。したがって、たばこ消費税においては、酒税の場合と異なり、たばこの取引形態そのものにおいて、その税負担が円滑かつ確実に消費者へ転嫁される仕組みとなっており、税負担の転嫁について殊更に配慮する必要はほとんどないと言えるのである。

このように、たばこ酒類との取引形態が異なる以上、それぞれの租税収入の安定的確保のために採用される制度が異なるのはもとより当然のことであって、それを看過した控訴人の主張が失当であることは言うまでもない。

なお、日本たばこ産業株式会社が、小売業者へのたばこの販売について、前述のような取引方法を採用しうるのは、たばこの製造が同社の独占事業であり、かつたばこの価格が比較的安価であることなどによるものと史料され、多数の製造者による自由競争を原則とするなど、これと異なる市場形態を有する酒類の取引において、右のような取引方法を原則とすることは著しく困難であると認められる。

2 控訴人は、被控訴人準備書面(三)末尾添付の別表1ないし3について、①焼酎のように税率の低い商品を主として扱っている業者の問題には言及していない(甲二七号証二〇ページ)、②自動車製造業者や石油業者の売上高のうちには非課税物品に係る売上高が含まれているので、それを除外したところの課税物品に係る売上高のうちには非課税物品の割合を比較すべきである(同号証二〇ページないし二二ページ)、③税率につき、全酒類の平均負担率(その算出の仕方参照)と、各酒類の小売価格に占める酒税額の割合の平均値を指すものと解される。)で比較すれば揮発油税の方が高く

なるであろう（同号証二九ページないし三〇ページ）と主張し、被控訴人の右別表には種々の「整理」がなされていると批判する。

しかしながら、右別表1ないし3は、各消費税について、代表的な品目ないし製造者を選定したものにすぎず、控訴人が主張するような作爲的なものではない。特に、別表2及び3については、それらの表に注記したように、一定の基準に基づいて順次五社を選定したものであって、恣意の介入する余地は全くなく、控訴人の右批判には根拠がない。

なお、控訴人が指摘する三点のうち、①の点については、焼酎や合成清酒などの相対的に税率の低い酒類は、その課税移出数量はわずかで、またその税額が酒税額全体の中に占める割合も非常に低いため、それらの酒類の製造者の酒税負担割合（総売上高に占める酒税額の割合）をもって代表的な酒類製造者の酒税負担割合を示す例とすることは相当ではなく（ちなみに、昭和五九年における焼酎の課税移出数量は全酒類の約八・二パーセント、またその酒税の総課税額中に占める税額の割合は約二・四パーセントである。乙四四号証）、また③の点についても、製造者移出価額ではなく、小売価額に占める酒税額や揮発油税額の割合を比較している点が問題である上、必ずしも課税移出数量が同一でない清酒やビール、ウィスキーなどの負担率を単純平均して、揮発油税などの負担率と比較するのは相当でない。さらに②の点については、各消費税について、その税負担を消費へ転嫁できず、納税義務者たる各製造者が実質的に負担しなければならなかった場合の当該製造者の経営に与える打撃の程度を問題としているのであるから、当該製造者の総売上高に占める各消費税額の割合を比較すべきであって、控訴人が主張するような課税物品に係る売上高に占める割合を比較するのは合理的でない。ただし、右のような場合に当該製造者の経営に与える悪影響は、総売上高に占める当該課税物品の売上高の割合が高い製造者ほど、右割合の低い製造者に較べて、より深刻であることは自明の理であるからである。別表2及び3は、このような各製造者の実態に即して、右転嫁の具体的な重要性の程度を比較すべく作成されたものである。

このように控訴人が指摘する点は、いずれも相当でなく、これによつて、前記別表1ないし3の公正さが何ら損われるものではない。

3 ところで、被控訴人は、その準備書面(三)の第一・三・1において、庫出課税制度の採用により担税者ではない酒類製造者に対し多額の酒税の納税義務を負担させながら、その税負担を担税者である消費者へ円滑かつ確実に転嫁(前転)させる方法を講じなければ、酒類製造者に対してのみ過重な負担を負わせることとなり、最高裁昭和三七年二月二十八日大法廷判決(刑集一六卷二号二二一ページ)の趣旨に照しても、庫出課税制度自体の合理性が問題となる旨を指摘したが、これに対し、控訴人は、①右最高裁判決は、「間接税とまったく徴税構造の異なる直接税たる所得税について徴税代行を容認した」ものである(甲二八号証三丁表)、②酒類販売業者に対する売掛代金の回収不能は「自由競争原理の中におけるリスク負担の枠内で処理されるべきもの」であり、「メーカーから消費者への確実な転嫁は、メーカーの企業努力の範囲に属する問題と考えるべきである」(同号証二丁表)、③酒類製造者の右のような過重負担は、「それが仮に起きても、製造免許制で手厚く保護されていることの見返りとして当然受忍すべきものである」(同号証五丁表)、と主張する。

しかしながら、右最高裁判決が判示する所得税の源泉徴収制度は、徴税の便宜のために担税者以外の者を納税義務者とする制度である点では、酒税の庫出課税制度に類似する構造を有しており、控訴人の①の主張は失当である。また、右源泉徴収制度と右庫出課税制度とを比較すると、前者にあつては給与等の支払者を納税義務者としているためにその税負担の転嫁は比較的容易である(給与等から源泉徴収税額を控除して支払えば足りる。)のに対し、後者の場合は、納税義務者である酒類製造者は、通常、担税者である消費者と直接に取引する者ではないから、その税負担の転嫁はより困難である。このような点を考えると、酒税法が右転嫁を容易にするために酒販免許制度を採用したことには十分な合理性があると言えると共に、右転嫁(具体的には酒類販売業者に対する売掛代金の回収)を円滑かつ確実になさしめることは、単な

る「メーカーの企業努力の範囲に属する問題」ではなく、正に租税制度の問題であって、控訴人の②の主張が失当であることも明らかであろう。さらに控訴人の③の主張は、酒類の製造免許制度をして酒類製造者を保護するための制度であるとする点において、その前提が誤まっている。すなわち、酒類の製造免許制度は、酒類の製造が極めて容易であり、かつ消費することにより容易にその痕跡を消すことができるために発覚しにくいことなどを考慮し、もっぱら、課税原因の把握を容易にし、徴税を確実にすることにより、酒税収入を確保するという国家財政上の要請から採用されている制度であって、酒類製造者の保護のために採用されている制度ではない。

このように、控訴人の右主張は、いずれも、極めて一面的なものであって、酒税制度全体についての考察を欠いており、到底是認し得るものでないことが明らかである。

4 次に控訴人は、酒販免許制度が酒税保全の一側面である酒税の逋脱防止の面においても合理的な制度であるとの被控訴人の主張（被控訴人準備書面③の第一・三・二）に対し、酒類製造者には種々の義務が課せられていることを指摘し、「現行の酒造免許制に基づく規制はきわめて厳しいものであり、現実には酒造業者が逋脱しうる可能性はほとんどない……こうした状況下で販売店にまで免許制を布かねばならない必然性は何ら見出しえない」（甲二七号証二四ページ及び二五ページ）と主張する。

しかしながら、控訴人の右主張には何ら根拠がない。このことは、被控訴人準備書面③一〇丁裏及び一一丁表を精読すれば明らかである。ただし、そこに例示した逋脱行為は、いずれも、酒類製造者に対し課している種々の義務のみでは十分に防止し得ないものであるからである。そこで酒税法は、酒販免許制度を通じて酒類の販売体制を健全化する（例えば、遵法精神に欠けるとあると認められるものが酒類販売業者になるのを防ぎ、逋脱行為に加功するのを予防するなど。）と共に、酒類販売業者に対しても種々の義務を課し、いわゆる逋脱酒の流通を困難ならしめることによって、酒

類製造者に対する右の規制を実効あらしめ、酒税の逋脱防止に遺漏なきを期することにしていのである。

このような酒税法の趣旨は、酒税の逋脱行為が生ぜしめる弊害の大きさ（右準備書面(三)一〇丁表・裏）を考慮すると、その合理性を十分肯認し得るものである。

ところが、控訴人は、物品税法上の第一種物品である宝石類の販売業者につき、販売業者証明制度が導入されたにとどまり、免許制度にまではいたっていないことを例に挙げ、「逋脱防止のためとはいえども販売店を免許制にすることは今日では出来ない」旨主張する（甲二七号証二六ページないし二八ページ）。

しかしながら、そもそも、宝石類に対する物品税の課税方式は、酒税のそれとは異なり、小売課税方式（被控訴人準備(三)の第一・二・一）であって、担税者である消費者と直接に取引をする販売業者が納税義務者となるため、その税負担の転嫁は酒税の場合に較べて容易であり、したがって、酒販免許制度の主たる目的を基礎づけるような事情は存しない上、宝石類に対する物品税の税額及び税率は酒税に較べて著しく低く、その逋脱行為が生ぜしめる弊害の大きさも酒税の場合とは較べものにならない。それ故、宝石類と酒類とを同列に論ずることは失当と言わなければならない。

なお、控訴人は、酒販免許制度の対象になっていない酒場や料理店等に対し、記帳義務等が課されていることから、酒販免許制度を導入しなければ逋脱防止のためのチェックができないわけではないと主張するが（甲二七号証二五ページ及び二六ページ）、論外である。けだし、一般に業務用消費者と呼ばれる酒場料理店等についてまで酒類販売業者と同様の記帳義務等を課していることは、酒税の逋脱防止の重要性及び困難性を示すものではあっても、決して酒販免許制度の必要性を否定するものとは解し得ないからである。

5 最後に、控訴人は、酒販免許制度の附随的効果についての被控訴人の主張（被控訴人準備書面(三)一四丁表・裏）に対し、現行の酒販免許制度は健全な販売秩序確立の障害になっている旨主張する（甲二七号証三二ページないし三三ページ）。

シ)。

しかしながら、控訴人の右主張には何らその根拠が示されておらず、到底容認し得るものではない。むしろ、酒販免許制度を通じての酒類販売業者に対する指導が社会秩序の維持や国民の保険衛生の確保に寄与し得るものであることは明らかであり、仮に、その指導のみによっては自動販売機による濫売等の弊害が十分に防止しないのであれば、更にその防止を図るための制度が必要となるに過ぎず、そのことをもって酒販免許制度が不合理であることの論拠とはなし得ないことは当然である。

四 被控訴人準備書面(三)の第二・一(酒販免許制度の合憲性審査基準)について

1 控訴人は、「租税法主義から立法裁量論を論拠づけるのは全く的はずれである」とし、被控訴人のような主張は、「学説上全く支持されていない」旨主張する(甲二七号証三四ページないし三五ページ)。

しかしながら、租税法主義とは、「代表なければ課税なし」との言葉が示すように、課税権は国民の同意、すなわち国民代表議会の制定する法律の根拠に基づくことなしには行使できないとの法原理であり、行政機関による恣意的な課税権の行使を制約することを目的とするものであって、控訴人が主張するような、国民の代表者の機関である立法府の判断を制約することを目的とするものではない。そして、このような租税制度において立法府の裁量的判断が尊重されるべきことは、近時の最高裁昭和六〇年三月二十七日大法廷判決(民集三九卷二号二七四ページ)においても承認されていることであって、控訴人の右主張は失当である。なお、控訴人が引用する確井光明氏の記述(ジュリスト八三七号二五ページ)は、立法府に対する白紙委任(被控訴人準備書面(三)の第二・一における主張がそのようなものではないことは、前掲最高裁昭和四七年一月二二日大法廷判決の判示する「明白の原則」が適用されるべきである旨を主張していることから明らかである。)を認めることを批判しているものに過ぎず、右に述べたような立法府の裁量的判断を尊重すべきことまで否

定するものではないから、控訴人の引用の仕方は不適切である。

2 また控訴人は、免許制度による規制自体は必ずしも「本人の努力ではないか」ともしたがたい規制」ではないとの被控訴人の主張（被控訴人準備書面(三)一九丁表）に対し、種々批判しているが（甲二七号証三五ページ及び三六ページ）、しかし、その批判は、要するに、酒販免許制度の免許要件の一部には右のような種類の規制が存在すると言うに過ぎないから、それによって酒販免許制度自体、すなわち免許制という形式によって酒類販売業者を規制することそのものが右のような種類の規制に属することにまでなるものではない。結局のところ、右のような種類の規制であるとして、西ドイツ憲法裁判所が判示する厳しい基準で判示すべきとする控訴人の主張が妥当か否かは、個々の免許要件について問題となるに過ぎないところ、本件は無免許販売の事案であって、個々の免許要件の合憲性いかんによって控訴人に対する本件差押処分が違法となるものではない以上、本件においては、控訴人の右主張は問題とならない（行訴法一〇条一項。なお、前掲最高裁昭和四七年判決刑集二六卷九号五九三ページ参照）。

五 被控訴人準備書面(三)の第二・二（酒販免許制度の合憲性）について

控訴人は、「例外的にしか発生しない資掛代金徴収不能の事態をメーカーの徴税代行による過重負担として一般化して考える」（甲二八号証一丁裏）、「販売免許制を廃止したら代金回収率が低下する」という論証はまったくくない。」（同号証三丁表）として、被控訴人の主張を批判する。

しかしながら、控訴人が右に指摘するような事柄は、社会・経済の構造、国民生活の状況、国民所得の分配の状況、その時代の社会産業政策等の多数の不確定な要素を総合的に考量して初めて予測し得ることであり、かつ歳月とともに刻々と変化しうるものである。したがって、それこそ正に立法府の裁量的判断事項であって、そのような事態の生ずる可能性があるとの立法府の判断が著しく不合理であることの明白である場合を除いては、立法府の右判断は尊重されるべきであ

る。そして、本件においては、酒類製造者の同販売業者に対する売掛代金の回収、すなわち酒税負担の消費者への転嫁を容易にするための制度を必要とするとの立法府の判断が著しく不合理であることが明白であることをうかがわせる証拠は何ら存しないのであるから、被控訴人において立法府の右判断の正当性をさらに論証する必要は全くないと言わねばならない。

六 おわりに

以上に詳述したごとく、控訴人の主張は、被控訴人の主張を正確に理解しないか、あるいは曲解し、若しくは酒税制度全体についての総合的考察が欠如し、そのためにその一面のみをとらえて他の税制と比較する理論であって、いずれも、到底採用し得るものではないことが明らかである。

二 国税側の反論に対する批判

右のような国税側の反論に対する私の批判は以下のとおりである。

一 国税庁が昭和六一年一月二八日付準備書面（以下「準備書面A」とする）で拙稿「酒類販売免許制合憲論批判」⁽³⁾等（以下「拙稿A」とする）についてくわえた反論に対して再度批判を試みたが、「拙稿『酒類販売免許制合憲論批判』外一点に対する国税側の意見について」、以下「拙稿B」とする）、昭和六一年七月九日付準備書面（以下「準備書面B」とする。なお、これが本誌に掲載した国税側の反論である）で「拙稿B」に対する反論がなされている。

今回の国税側の反論を読んで、国税側がそもそも拙稿Aを正確に理解せずに反論しており、そのため拙稿Bで試みた批判も国税側の理解とその前提においてくい違いがあることがわかり、従って、あまり生産的な論争にはならず、かえって

酒類販売免許制の合憲性を判断する上で重要な論点をあいまいにしましてしまっているようにも思われる。そこで、あまり生産的でない論争を避けるために論点を整理するとともに、酒類販売免許制の合憲性・合理性を判断するうえにおいて極めて重要と思われる国税側論拠の基本的誤りを指摘することを中心に批判を述べることにした。

二 まず、準備書面Bは拙稿が酒類販売免許制の立法目的に関連して論じた点を「立法目的と立法事実を混同するものであって、その前提において誤っている。」とし、立法目的は当該法律の規定や提案理由などから認定されるべきとしている（本誌二五二頁九行目以下）。しかし、このように立法目的と立法事実とを厳密に分けるといふなら、そもそも準備書面Aでの拙稿Aに対する批判自体が的はずれである。というのは、拙稿Aではそれまでの酒類販売免許制を合憲とする判決が「酒販店の乱立による経営悪化、それによる酒税回収の困難」という「立法事実」を安易に前提とし、その上で酒類販売免許制の立法目的を「酒税確保」に求めていることに対する批判を展開しており、当時の立法事実に照らせば、酒類販売免許制の提案理由にされている「酒税確保」という立法目的の真実性が疑わしいこと、仮に「酒税確保」を立法目的としても酒類販売免許制という規制手段がかかる立法目的を達成するための手段として合理的とはいえないことを論じてきたからである。従って、拙稿Aは真の立法目的と立法事実との関連を重視して論じており、これに対する準備書面Aの反論が反論としてかみあうには、拙稿Aが明らかにした立法事実自体に対する反論でもなければならぬ。そこで準備書面Aでの反論は拙稿Aの立法事実に対する批判をも含むものであることを前提に拙稿Bで再批判をしたものである。しかし、準備書面Bのいうように立法目的と立法事実とを峻別し、立法目的はあくまでも法律の規定や提案理由などだけから認定すべきというなら、そもそも準備書面Aの批判自体（二丁裏）が準備書面のいう「立法目的」から拙稿が明らかにした「立法事実」を批判したにすぎず、批判としてのはずれであろう。

いずれにせよ、訴訟人は立法目的は法律の規定や提案理由等から認定すれば足りるということを主張しているだけで

あるが、こうなると近代国家では立法目的自体の中に違憲の疑いを抱かせるようなものが含まれることは有りえず、結局、立法目的の不合理性を争うことは不可能になるであらう。

なお、酒類販売免許制が庫出課税（移出課税）制度導入とのひきかえに入れられたものであることは、準備書面がよく引用する『酒造組合中央会沿革史』でも前提としているようであり、例えば同書第三編五四頁では支那事変特別税法に関連して「ここに酒類にはじめて移出課税が行われることになったが、この際、酒造税の増徴によることなく、特に物品税としたのは、造石税の課税は酒の製造後しか税収が期待できないのに対し、移出課税である物品税にするときは、移出の翌月から税収が期待できるからであった。前年の酒造税石当り五円増徴に引き続き、物品税五円の課税について、酒造業界は内心不満の念を抱きながらも、戦時体制下やむを得ないことと観じた。なお、移出課税をとつたため、政府は酒造税法中改正法律を公布して、業界が長年にわたって要望を続けてきた酒類販売免許制度を実施したことは、特筆大書に値するものといえよう。」（傍点筆者）と述べていることも付言しておこう。

三 準備書面B四丁表以下では酒造業者減少の基本的原因を業界の合理化によるものとした（不況による倒産があったことも指摘しており、合理化だけによるものであるとしていたわけでないことは明らかなはず。準備書面のように減少の原因を酒販店の乱立とすることに疑問を提起したものである。）抽稿Bを独断と批判している。しかも、昭和一三年以前の減少が免許制度導入を要求する業界のいうように「酒販店の乱立」によるもので、昭和一三年より後の減少は業界の合理化によるものであるかのような表現さえしている。しかし、どうしてそんな断定ができるのか理解に苦しむ。酒造業者の減少は明治以来続いていた現象であり、昭和一三年以前の酒造業者の減少が酒類販売免許制を必要とするような酒販店の乱立によるものであるというなら、もうすこし具体的・説得的資料を示すべきであらう。

四 つぎに、酒類販売免許制の合憲性・合理性を判断するうえで極めて重要な問題を指摘しておきたい。国税側はこれ

まで酒類販売免許制が合理的なものであることの最大の論拠として、例えば、「酒類販売免許制は、酒類製造者の同販売業者に対する売掛代金の回収、すなわち酒税の消費者への転嫁が著しく困難となった結果もたらされる酒類製造者の減少による酒税収入の減少などを防止しようとする制度」（本誌二五四頁四行目以下、なお傍点筆者）であるとし、「間接消費税においてはその税負担が財貨コストに含まれて消費者へ転嫁されることが極めて重要であることし、酒類販売免許制は、間接消費税である酒税において、効率的な徴税を確保するために庫出課税（移出課税）制度を採用し、消費者から遠く離れた酒類製造者を納税義務者と定めたことから、酒税負担の消費者への右転嫁を容易ならしめ、もって酒税収入の安定的かつ効率的な確保を図ることを主たる目的」（本誌二五四頁一〇行目）としている等と述べ、酒類販売免許制が「転嫁」すなわち「売掛代金の回収」のための制度であることを強調している。

しかし、間接税であるという租税の性格一般論から直ちに「転嫁」を法律上確保しなければならないものかどうか自体疑問であるが（間接税とされているものでも転嫁しえないものもあり、他方直接税とされているものでも転嫁されているものもあり、今日では転嫁の有無は両者の区別の基準とはならなくなっていることは周知のとおりである）、仮に間接税であるということから「転嫁」を確保しなければならぬということがいえるとしても、国税側の主張には基本的誤りがある。というのは、国税側の前述の主張から明らかな通り、国税側の主張は「酒税の消費者への転嫁」と「売掛代金の回収」とを意識的にか無意識的にか混同しているからである。より分かり易く述べると、酒税負担が転嫁されるということは消費者の側からいえば小売価格の中に酒税が含まれていること、すなわち小売価格の中に製造原価及び流通マージンに加えて酒税が上乘せされている、ということである。従って、仮に転嫁を確保する必要があるとしても、そのことから導かれるのは酒税分がきちんと含まれて販売されるように販売価格を統制することであって、売掛代金を回収することではないからである。このことは、仮に販売業者への売掛代金の回収が確保されても当該取引価格自体が値下げされていれ

ば酒税分は酒造業者が負担することになり、また小売価格の段階で値下げされれば酒税分を販売業者が負担せざるをえないことから明らかであろう。我が国の酒の販売価格は、酒類販売免許制導入の翌年の昭和一四年から統制されており、その限りで当時の酒類販売免許制は転嫁と一定の間接的な関連を有していたが、昭和三九年に統制が撤廃されそれ以後は全面的に自由価格制に移行しているのである。⁽⁵⁾従って、仮に転嫁との関連で価格統制担保のために酒類販売免許制を合理化しようとしても、それは昭和三九年までであり今日では全く関係がないし、万一酒類販売免許制が転嫁に役立っているとしたらそれは自由価格制に真っ向から反する価格統制を事実上免許権限の恣意的行使により担保していることに他ならず（酒類販売免許制の実態がこのようなものになってしまっていることについては拙稿Aを参照）、かかる状況こそ早急に改善されねばならないのである。国税側が「酒税の転嫁」をいつのまにか「売掛代金の回収」にすりかえているのは、右のような「転嫁」による合理化の致命的な欠陥を意識しているためとも思われるが、いずれにせよ間接税であることから仮に転嫁を確保する必要があるといえたとしても、「売掛代金の回収」を法律が保護する必要はないのである。従って、国税側が酒類販売免許制の合理性の論拠として指摘してきたものの大部分はその前提において誤っていることは明白であろう。

従来、転嫁という表現に惑わされてあまり問題とされてこなかったが、酒類販売免許制の合憲性・合理性を判断するうえにおいて極めて重要な論点であることを強調しておきたい。

五 準備書面B五丁裏（本誌二五五頁八行目以下）では拙稿Bが桜井宏『年清酒業の歴史と産業組織の研究』を援用したことにつき、同書が憲法論を論じたものではないので援用は不適切であると言いが、この裁判では酒類販売免許制の違憲性を判断するために同制度の合理性も争われているのであり、同制度が酒造業関係の専門家からも不合理な制度であることが指摘されていることは同制度の憲法判断においても重要であり、何ら問題はない。のみならず、酒類販売免許制が一

般にこれほど合理性のないものとして理解されているということは、法律用語の巧みな言い回しによって同制度を安易に合憲すると司法制度そのものの信頼崩壊につながりかねないことも意味しており、その意味でも重要である。

六 準備書面Bは拙稿Bがたばこ事業法の改正を例に税負担率が高いことからただちに販売店の免許制を合理化しえないとした点につき、たばこの場合は小売業者の仕入代金が現金または小切手で決済され、かつ消費者へ販売も原則として現金取引であることを根拠に酒税のように税負担の転嫁を配意する必要はないという（本誌二五六頁一行目以下）。すなわち、税負担の転嫁の確実性においてたばこの小売と酒の小売とでは決定的な違いがあるというのであるが、ここでも「転嫁」と「売掛代金の回収」とをすりかえている。仮にたばこの場合に転嫁が酒税よりも確実にされているとしたらそれは代金決済の違いからではなく、たばこの場合には小売定価制（従来は専売制）を採用しているからにすぎず、売掛代金の存在とは関係ないからである。

また、一步譲って、売掛代金の存在を強調する前記のような国税側の理由を前提にしても、それは酒類販売免許制が導入された当時ならともかく今日ではもはや通用しない論拠であろう。というのは、酒類販売免許制が導入された昭和初期の酒の販売取引形態は製造者と販売店の間では年二回益、暮決裁⁽⁶⁾、小売店の消費者への販売も掛売であったが（酒造業者の売掛代金の回収が困難になった最大の原因は消費者への販売も掛売りで、そのために不況になると消費者から酒代金を回収できず、酒販店の経営が行きずまり酒造業者への支払ができなくなったのである。国税側の主張ではこの点が見落とされているが、従って、代金回収との関連では消費者への販売形態のほうが影響力は大きいのである。なお、酒の消費者への販売が現金取引で行われるのが一般化するののは昭和三〇年代からである）、今日では小売店の製造者や卸への支払期限は平均一月（短い場合一週間ぐらいのものから、長いもので四五日ぐらい。この点は酒小売店からのヒヤリングによる）で、しかも毎月仕入れているので毎月支払をしている状態であり、しかも消費者への販売は原則として現金取引にな

っているからである。従つて、今日では小切手で仕入をするたばこの小売店と実質的な差異はほとんどないといつてよいであらう。わずか一月程度の支払期限の存在を免許制の根拠にしうるとはどうてい考えがたい暴論といわざるをえない。従つて、準備書面Bのこの部分は転嫁の意味をすりかえてのみならず、その主張自体が全くの的はずれである。

七 準備書面Bは酒類販売免許制度を導入しなければ逋脱防止できないわけではないとした拙稿Bの指摘を「論外」であると罵倒しているが(本誌二六〇頁一二行目以下)、他の規制手段ではなく免許制でなければ逋脱酒を防止できない具体的説得的論拠を何ら示していない。逋脱の防止の側面のみを強調すれば厳格な規制であればあるほどよいことになり、免許制もその限りで肯定されようが、現行憲法の下では無制限な規制が許されるわけではなく、免許制でなければ逋脱を防止しえない合理的論拠を示さない限り拙稿Bに対する反論にはなっていないと思われる。なお、準備書面Aでは簿外酒の製造の可能性を強調しているが、もしそうならその場合簿外酒の販売先としてまず考えられるのは酒小売販売店ではなく、むしろ酒を直接消費できる料飲店の方であると考えるのが自然であらう。その意味で、販売店のみを免許制を簿外酒による逋脱の防止で合理化するには無理があることも付け加えておきたい。

八 準備書面Bは酒類販売免許制の国民の保健衛生への寄与との関連で、拙稿Bを批判している。しかし、もともと拙稿Aは酒類販売免許制がアル中予防に役立っていることを「顕著な事実」とした合憲論の非現実性に対する批判であり、また拙稿Bは拙論を酒類販売野放し論と同視することに對する反論であり、これらの点については準備書面Bも自動販売機の弊害等に言及されているのでこれ以上論争する必要もないように思われる。

なお、酒税確保では難しいので酒類販売免許制をアル中予防等の国民の保健衛生確保で根拠づけようと酒販業界が必死になっているが、その場合には保健衛生の為になぜ税務署が免許権限をもたねばならないのかという問題が残ることを念のため指摘しておこう。このことは準備書面Aが引用した酒税法の解説書の筆者で当時中央酒類審議会会長でもあった泉

美之松氏が業界誌での対談の中でつぎのように述べられていることから明らかであろう。

「泉氏 酒の製造は免許制を維持しないといけないと思う。問題は、小売店について免許制をどこまで維持していくかということにある。まあ酒税の負担が高いから小売店も許可性ということできているけれど、租税の負担率からいくと、二級では酒税はそう高いものではないし、物品税の場合には、もっと高い税率でもその小売店が指定されているわけではない。……そうした点から見ると小売店の指定は何時まで続くかだ。もう酒団法という型では救えないのじゃないかな。」

——そうしますと、販売免許というのは、最近小売業界でもいっておりますように、酒の特性からという面からとらえ、酒税法と切り離して「酒類の販売免許に関する法律」といった独自の法律を立法化する必要があるということになりますか。

泉氏 酒税法の中で規定するというのはおかしいね。酒税が高いから免許が、ということだったがその根拠がなくなってきた。国民の健康に関する保健衛生の見地から免許制度にするという話になってくるのではないかね。そうなると小売の免許は税務署がやるのではなく、保健所がやるということになるのかな⁽⁷⁾」

九 準備書面Bは準備書面Aで最高裁昭和三〇年三月二三日判決等を引用しながら「租税を創設し、改廃するのはもとより、納税義務者、課税標準、徴税の手續についても、すべて法律に基づいて定めなければならないと同時に、法律に基づいて定めるところにゆだねられているものと解される」（法経研究三五卷一号一七頁参照）とした点につき、それが白紙委任に近い広範な立法裁量論を主張したわけではないと弁明している（本誌二六一頁一六行目）。一般に前記の「法律に基づいて定めるところに委ねられている」という表現は白紙委任に近い立法裁量論を主張するものとして批判されているものであり、それ故に拙稿Bでも批判的にとりあげたのであるが、「この点に関する立法者の裁量は無制限であると解すべきではない」ということを了解されているならそれで結構である。

十 準備書面Bは拙稿A、Bで酒類販売免許制が「本人の努力ではいかんともしがたい規制」であると指摘した点につき、「酒類販売免許制度の一部には右のような規制が存在するというに過ぎないから、それによって酒類販売免許制度自体、すなわち免許制という形式によって酒類販売業者を規制することそのものが右のような種類の規制に属することにまでなるものではない」（本誌二六二頁二行目以下）と述べている。しかし、拙稿A、Bで指摘してきた厳しく、かつ抽象的・不明瞭で、それ故に税務署が恣意的に運用しえた諸要件は生協に關するところは別として必ずパスしなければならない要件であり、単なる一部のものでこのような要件を満たさなくとも免許を取得しうるといふものではない。従つて、免許制一般ではなく、酒類販売免許制度という特殊な免許制度は同制度自体が「本人の努力ではいかんともしがたい規制」になっているといわざるをえないのである。

十一 確かに、ある税制を定立しその内容を決定するにあたっては立法院の裁量が尊重されるべきであろう。この点については筆者も異論はない。しかし、一度制定した後その歪・弊害が明らかにになり、社会的に問題とされているのに立法院がプレッシャーグループの存在・多額の政治献金等によってその機能を發揮しない場合には、そういう場合こそ裁判所が冷静かつ公正な判断を下すべきであろう。酒類販売免許制度はその歪・弊害が社会的に問題とされており、しかも酒類販売業者による多額の政治献金も社会的に問題化しており（例えば、昭和六年六月二四日毎日新聞朝刊。多額の献金による免許廃止阻止への政界工作の疑いが大きく報道されている）、まさに裁判所による公正な判断が期待されている最も典型的な事例であることを最後に強調しておきたい。

以上準備書面Bで拙稿Bに対して加えられた反論についての必要最小限の再批判を試みた。これまでの指摘から明らかのように、準備書面Bの主張は転嫁の意義について基本的な誤り・論理のすりかえを犯しており、また個々の論点におい

でも拙稿を正確に理解していないことに基づく反論にすぎず、到底採用しうるものではない。⁽⁹⁾

注

- (1) 法経研究三五卷一号一頁以下。
- (2) これが前記拙稿「酒類販売免許制合憲論批判再論」のことである。
- (3) これは、拙稿「酒類販売免許制合憲論批判」一橋論叢九四卷五号七二頁以下、および拙稿「疑問深まる酒類販売免許制の合憲性」法学セミナー一九八五年二月号二四頁以下のことである。
- (4) この点については、さしあたり金子宏『租税法・補正版』一一頁参照。
- (5) 酒の値段は昭和三九年六月一日にビール等に対する基準販売価格も廃止されて、以後全酒類について自由価格制となっている。詳しくは、『麒麟麦酒の歴史——戦後編』四七八頁参照。
- (6) 『酒造組合中央会沿革史・第三編』一八頁参照。
- (7) 週刊護造昭和五七年一月一日号。
- (8) 金子宏「租税法主義の意義」租税判例百選（第二版）一一頁。
- (9) 酒類販売免許制の違憲性をめぐる論争との関わりで注目されるのは、福島地裁白河支部昭和六〇年一〇月二三日判決が同制度を結論として合憲としつつも、その不合理性にも言及し「酒類販売免許制の合憲性判断に当って尊重されなければならない」立法府の判断の裁量の範囲は相当程度限定されたものになると言わなければならないと指摘していることであろう。なお、同判決については、本件国税側の代理人である浦野正幸氏による評釈（税務弘報三四卷一三号一二九頁以下）がある。